

兵庫県公報

平成25年9月20日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 監査の結果について	1

監査委員公告

平成25年9月20日

兵庫県監査委員

塚本 隆文
松田 一成
森脇 保仁
藤川 泰延

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年6月6日から9月9日までの間に実施した本庁及び地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

なお、監査委員 藤川 泰延は同法第199条の2の規定により労働委員会事務局の監査を実施していない。

— 目 次 —

第1 監 査 の 実 施	3
1 監 査 の 実 施 方 針	4
2 監 査 の 対 象	4
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	6
2 指 摘 の 状 況	6
3 主 な 指 摘 事 項	7
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	8
第3 指 摘 項 目 の 内 容	10
1 本 庁	11
2 地 方 機 関 等	19

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目（財産（重要物品等）管理事務、個人事業税の課税事務）に留意し、監査を実施した。

2 監査の対象

監査の対象とした本庁の部局及び51地方機関等の名称並びに監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部 (兵庫県立大学を含む。)	平成25年9月5日、9月6日、 9月9日
健康福祉部	平成25年8月26日、8月27日
産業労働部	平成25年8月28日
農政環境部	平成25年9月3日、9月4日
県土整備部	平成25年8月29日、9月2日、 9月6日
出納局	平成25年8月16日
企業庁	平成25年8月12日
病院局	平成25年8月12日
議事事務局	平成25年9月2日
監査委員事務局	平成25年8月22日
人事委員会事務局	平成25年9月3日
労働委員会事務局	平成25年8月22日
教育委員会事務局	平成25年8月30日
警察本部	平成25年8月30日
企画県民部 兵庫陶芸美術館	平成25年8月8日
神戸県民局	平成25年7月2日、7月3日
阪神南県民局	平成25年7月16日、7月18日
阪神北県民局	平成25年7月29日、7月30日
丹波県民局	平成25年8月6日、8月7日
自治研修所	平成25年6月6日
健康福祉部 県立健康生活科学研究所	平成25年7月4日
西宮こども家庭センター	平成25年7月18日
川西こども家庭センター	平成25年7月30日
女性家庭センター	平成25年7月4日
県立男女共同参画センター	平成25年6月6日
県立総合衛生学院	平成25年7月4日
動物愛護センター	平成25年6月14日
精神保健福祉センター	平成25年6月14日
産業労働部 県立工業技術センター	平成25年7月3日
県立神戸高等技術専門学院	平成25年6月6日
県立障害者高等技術専門学院	平成25年7月4日
兵庫障害者職業能力開発校	平成25年7月31日
旅券事務所	平成25年6月14日
農政環境部 森林動物研究センター	平成25年8月8日
企業庁 猪名川広域水道事務所	平成25年7月22日
北摂広域水道事務所	平成25年7月22日
東播磨利水事務所	平成25年7月10日
姫路利水事務所	平成25年7月23日
阪神・淡路臨海建設事務所	平成25年7月12日
情報公園都市建設事務所	平成25年7月23日
播磨科学公園都市まちづくり事務所	平成25年7月23日
病院局 県立尼崎病院	平成25年7月22日
県立塚口病院	平成25年7月22日
県立西宮病院	平成25年7月22日
県立加古川医療センター	平成25年7月10日
県立淡路医療センター	平成25年7月12日
県立光風病院	平成25年7月22日
県立柏原病院	平成25年8月7日
県立こども病院	平成25年7月3日
県立がんセンター	平成25年7月10日
県立姫路循環器病センター	平成25年7月9日
県立粒子線医療センター	平成25年7月9日
教育委員会 阪神教育事務所 外3機関 柏原高等学校 外6校	平成25年6月6日、6月14日、 7月18日、8月7日、8月8日
公安委員会 篠山警察署 外1署	平成25年8月8日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、本庁及び地方機関等に対する指摘は、35機関、115項目で、内容面では収入事務が38項目、財産管理事務が22項目で、両事務で全指摘項目の半分超を占めている。

特に、収入事務については、県税及び県税に付随する税外収入（以下「県税等」という。）、貸付金償還金、県営住宅使用料等、放置違反金等の収入未済額が、全体としては減少しているものの、依然として多額となっている。このため、滞納の未然防止に努めるとともに、組織的な債権回収ノウハウの共有を図りながら、事案に応じた効果的な対策を実施する等、債権管理推進本部の方針に沿って、収入の促進に引き続き努められたい。

このほか、指摘事項の中には基本的な知識不足や確認漏れに起因しているものも多数見受けられることから、各所属でチェック機能の有効性を検証するなどにより、事務処理誤りの再発防止に真摯に取り組まれたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策について「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して配慮願いたい。

2 指摘の状況

本庁及び地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算 執行等	収入	支出	財産	工事 事務	補助 事業	委託 事業	契約 事務	経営 成績	経理 処理	その 他	合計	指摘項目 の 内 容
本 庁													
企画県民部	2	2				1	1	1				7	11頁
健康福祉部		2										2	12頁
産業労働部		2	1									3	13頁
農政環境部	2	4	1	2				1				10	15頁
県土整備部		3		2								5	16頁
企業庁		1		1								2	17頁
病院局		2	1									3	17頁
教育委員会事務局		1		1								2	17頁
警察本部		1		1				1				3	18頁
小計（9部局）	4	18	3	7		1	1	3				37	
地方機関等													
神戸県民局		1		4								5	19頁
阪神南県民局		3	1	4				1				9	19頁
阪神北県民局	1	3	1	2								7	20頁
丹波県民局				1	1							2	21頁
自治研修所				1								1	21頁
西宮こども家庭センター		1	1	1								3	21頁
川西こども家庭センター		1										1	22頁
女性家庭センター			1									1	22頁
県立工業技術センター				1								1	22頁
兵庫障害者職業能力開発校			1								1	2	22頁
森林動物研究センター			1									1	22頁
北摂広域水道事務所								1				1	22頁
東播磨利水事務所				1								1	22頁
県立尼崎病院		1								3		4	23頁
県立塚口病院		1							1	1		3	23頁
県立西宮病院		1								1		2	23頁
県立加古川医療センター		1	1					1		3		6	23頁
県立淡路医療センター		1								1		2	24頁
県立光風病院		1							1	1		3	24頁
県立柏原病院		1	1						1	2		5	24頁
県立こども病院		1							1	3		5	24頁
県立がんセンター		1	1							1		3	25頁
県立姫路循環器病センター		1								3		4	25頁
県立粒子線医療センター		1						1	1	1		4	25頁
阪神教育事務所			1									1	26頁
県立人と自然の博物館			1									1	26頁
小計（26機関）	1	20	11	15	1			4	5	20	1	78	—
合計（35機関）	5	38	14	22	1	1	1	7	5	20	1	115	—

なお、次の本庁及び地方機関等については指摘はなかった。

(本庁)

出納局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

(地方機関等)

企画県民部	兵庫陶芸美術館
健康福祉部	県立健康生活科学研究所、県立男女共同参画センター、県立総合衛生学院、動物愛護センター、精神保健福祉センター
産業労働部	県立神戸高等技術専門学院、県立障害者高等技術専門学院、旅券事務所
企 業 庁	猪名川広域水道事務所、姫路利水事務所、阪神・淡路臨海建設事務所、情報公園都市建設事務所、播磨科学公園都市まちづくり事務所
教育委員会	丹波教育事務所、県立美術館、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、篠山東雲高等学校、氷上特別支援学校
公安委員会	篠山警察署、丹波警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった35機関、115項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 県税等の収入未済について

平成24年度（決算時現在）における県税等の収入未済額は19,148,376,622円で、前年度と比較すると705,644,913円減少（減少率3.6%）しているものの、今回の監査報告の中で指摘している収入未済総額の62.2%を占めている。

イ 県税等以外の収入未済について（一般会計及び特別会計分）

上記ア以外の収入未済のうち、今回の監査報告の中で指摘している平成24年度の収入未済額は11,621,463,948円で、前年度と比較すると29,765,664円増加（増加率0.3%）しており、小規模企業者等振興資金特別会計における中小企業高度化資金（6,621,525,488円）及び県営住宅事業特別会計における住宅使用料等（2,520,316,671円）の2項目で78.7%を占めている。

(2) 予算の管理について

ア 私立高等学校等就学支援金交付事務委託は、通年にわたり業務が発生することから、年度当初に委託契約を締結しておく必要があるのに、当事業に係る1次予算配当を全額保留して支出負担行為を行っていないかった。

また、予算配当後の契約締結に当たり、年度途中で就学支援金の加算基準の変更に伴う事務費増により最終委託契約総額が当初予算を上回ることとなったため、2月補正予算成立後、平成24年4月1日に遡及して実績額ベース（75件、15,761,000円）で支出負担行為を決定し、同日付けで委託契約を締結していた。（企画県民部）

イ 地方自治法第210条（総計予算主義の原則）では、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと規定され、予算執行の責任を明瞭にするため、予算は歳入歳出を混合しないで、歳入はその全額を歳入予算に計上するとともに、歳出もその全額を歳出予算に計上すべきとされている。

シカ捕獲事業の代行費用である鳥獣害対策負担金は、各市町から前年度実績相当額を概算徴収しておき、当年度実績の確定後に過不足額を精算することとしている。そのため、過年度過徴収還付金の支出と当年度徴収金の収入の両方が生じる場合は、過年度過徴収還付金の全額を歳出予算に、当年度徴収金の全額を歳入予算に計上すべきである。

しかし、地方自治法に定める総計予算主義の原則の理解が十分ではなかったため、過年度徴収金の過徴収に伴う還付金の支出と当年度徴収金の収入を相殺した額を歳入歳出予算に計上していた。（農政環境部）

(3) 収入事務について

普通財産の貸付けに係る平成24年度貸付料の算定においては、平成23年度に改定された土地台帳価格を

適用すべきであるのに、従前の土地台帳価格を適用したため、土地賃貸料が、3件、1,180,668円過大徴収となっていた。(産業労働部)

(4) 契約事務について

ア 地方自治法第234条の3(長期継続契約)では、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約については、これを長期継続契約として債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたる契約を締結できることとされている。また、その他政令で定める契約としては、条例に定めたものに限ることとしている。

環境情報管理システム保守業務委託において、条例に該当する契約は電子計算機の管理委託契約及び電子計算機の使用に係るサービスの提供を受ける契約のみであるにもかかわらず、それに該当しない新システムへの移行業務費(11,182,500円)を含めて、平成24年度から長期継続契約(5か年)を締結していた。(農政環境部)

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、契約予定金額が2,500万円以上の物品を購入する場合は、当該調達物品に係る仕様書を作成の上、一般競争入札に付すこととなっている。

しかしながら、契約予定金額が2,500万円を超える電子内視鏡システムの購入に当たり、主要な5つの器械等に分割して1件当たりの契約予定金額を一般競争入札の適用基準を下回る額にした上で、院内の機種選定委員会の承認を得て、5件の指名競争入札を実施していた。(粒子線医療センター)

4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 予算執行の適正化について

今回の報告において、適時の予算配当を要求せず、年度末になって支出負担行為を年度当初に遡及して決定し、契約を締結するという事例があった。

また、単年度で完結した業務費用の支出に当たり、債務負担行為をとることなく、複数年度を対象とした長期継続契約に含めて契約するというものも見受けられた。

これらの事例は、例えそれが担当した少数の職員に法令の理解が不十分であった結果であるとしても、支出負担行為や債務負担行為について計画的な統制を行うことにより予算執行の適正化を図ろうとする法令の趣旨を逸脱し、ひいては健全な行財政運営に綻びをもたらす可能性のある行為であると認識すべきである。

広く予算執行に携わる職員においては、地方自治法や財務規則等の財務法規に精通するよう心がけるとともに、組織的にこれの遵守と再確認を徹底するなど、適正な予算執行体制の確保に意を用いられたい。

(2) 経理事務について

財務会計事務に係る基本的な知識不足や事務処理の際の確認漏れに起因する初歩的な誤りについては、従来からたびたびその防止対策を求めてきたところであるが、今回の報告においても、土地台帳価格が改定されているのに旧価格を基に土地賃貸料等を算定していたケースや歳入歳出年度の誤り、勤務地の変更を伴う所属内異動職員に対する通勤手当の重複支給など、初歩的な誤りが散見された。

このような状況について、複数の機関において前年度と同じ内容に係る指摘があったことと併せて鑑みれば、各所属における再発防止対策は未だ不十分であると言わざるを得ない。

各所属においては、職員一人ひとりが事務処理誤りの再発防止に積極的に取り組むよう支援するとともに、担当者から決定者に至るまで、財務会計事務に関するそれぞれの責務を認識し、各自がその職責を果たす事務執行体制の確立に努められたい。

(3) 契約事務について

今回の報告において、一般競争入札に付すべき機器調達案件を分割し、指名競争入札により調達した事例があった。

地方公共団体の契約は、より効果的に公益の実現を図る目的から、契約締結方式を限定してその手続を定め、契約の公正性、経済性及び適正履行の確保を求めており、契約事務に当たっては、法令規則に沿っ

た契約締結方式を選択し、定められた手順に則ってこれを行わなければならない。

今回の事例では、政令に反した入札方式が採られており、機種選定した上での指名競争入札は、一般競争入札に比べ入札参加の機会均等が保証されておらず、結果的に価格競争が十分に働かなかった可能性もある。

契約事務に当たっては、債権債務関係を成立させる法律行為であることを認識し、法令の趣旨を踏まえた適正な手続をとるよう担当者を指導するとともに、契約の適正性を確保する観点から決裁過程において内部牽制を十分に働かせる必要がある。

契約保証金の徴収漏れ等、確認不足による不適切な事務処理が後を絶たないことも踏まえ、関係職員による契約事務の習熟に努めるとともに、実効あるチェック体制が組織的に機能するよう、徹底を図られたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

1 本庁

企 画 県 民 部

1 収入の促進について（税務課）

平成24年度（決算時現在）における県税等の調定及び収入状況は次表のとおりで、法定徴収猶予分等を除いた収入未済額は、前年度と比較すると705,644,913円減少しているものの、19,148,376,622円と多額となっている。

区 分	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に 対する収入 済額の 割合	前年度の 同割合	
	円	円	円	円	%	%	
県 民 税	個 人	227,048,656,464	211,587,741,898	800,654,182	14,660,260,384	93.2	93.2
	法 人	26,643,599,455	26,407,589,293	33,633,213	(6,441,600)	99.1	99.0
	利 子 割	4,803,801,996	4,803,801,996	0	195,935,349	100.0	100.0
	計	258,496,057,915	242,799,133,187	834,287,395	(6,441,600)	93.9	93.9
事 業 税	個 人	6,907,815,257	6,399,105,736	62,112,167	446,597,354	92.6	91.0
	法 人	84,281,292,459	83,780,752,706	98,758,142	(13,894,587)	99.4	99.2
	計	91,189,107,716	90,179,858,442	160,870,309	387,887,024	98.9	98.6
地 方 消 費 税	101,620,719,000	101,620,719,000	0	834,484,378	100.0	100.0	
不 動 産 取 得 税	17,207,106,792	15,791,377,646	142,983,458	(38,449,281)	91.8	88.8	
県 た ば こ 税	11,104,212,851	11,104,212,851	0	0	100.0	99.9	
ゴ ル フ 場 利 用 税	4,383,424,932	4,380,357,232	1,233,000	1,834,700	99.9	99.5	
自 動 車 取 得 税	8,370,770,800	8,370,770,800	0	0	100.0	100.0	
軽 油 引 取 税	37,019,384,726	36,880,355,856	0	(114,931,931)	99.6	99.4	
自 動 車 税	65,274,815,094	63,053,902,246	224,289,327	24,096,939	96.6	96.0	
鉦 区 税	4,743,700	4,719,600	0	1,996,623,521	99.5	93.3	
狩 猟 税	55,613,600	55,613,600	0	24,100	100.0	100.0	
よ 旧 法 特 に 別 税 地 に 方 消 費 税	特別地方 消費 税	904,545	497,349	24,685	382,511	55.0	35.5
	軽油引取税	28,548,664	1,201,017	23,250,847	4,096,800	4.2	3.0
計	594,755,410,335	574,242,718,826	1,386,939,021	(173,717,399)	96.6	96.4	
県 税 に 付 随 す る 税 外 収 入	1,349,061,120	1,115,928,164	36,791,423	18,952,035,089	82.7	79.0	
合 計	596,104,471,455	575,358,646,990	1,423,730,444	(173,717,399)	96.5	96.3	

(注) 収入未済額欄に法定徴収猶予分等を () 外書きした。

2 収税事務について（税務課）

平成24年度（決算時現在）における200万円以上の県税高額滞納者（法定徴収猶予等分を除く。）は121人で、その総額は776,782,779円となっている。

3 予算執行について（大学課、教育課）

(1) 県立大学の受託研究事業である防災リテラシー向上のための防災リテラシーハブの概念構築・設計において、事業手法の変更に伴い、当初に予算令達された需用費に換えて委託料の予算令達を受けた上で事業執行すべきところ、予算措置を講じないまま4,500,000円の委託業務を発注しており、委託料の予算

令達及び支出負担行為の決定並びに委託契約の締結手続が事業完了後に行われていた。

- (2) 平成24年度当初に契約すべき私立高等学校等就学支援金交付事務委託について、1次予算配当を保留しており支出負担行為を決定していなかった。

また、就学支援金の加算基準の変更に伴う事務費増により最終委託契約総額が当初予算額を上回る事となったため、2月補正予算成立後に計75件、総額15,761,000円の支出負担行為を平成24年4月1日に遡及して決定し、同日付けで委託契約を締結していた。

4 契約事務について（職員課）

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、姫路本町職員住宅解体除却工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額35,500円）あった。

5 補助事業について（災害対策課）

被災者生活復興資金貸付金利子補給事業（平成21年度貸付）において、貸付金償還開始日の入力を誤ったため、平成21年度から平成24年度までの補助金（利子補給金）が、7件、50,030円過大支出となっていた。

6 委託事業について（管財課）

時間外単価の設定に当たり、割増基礎単価に1.25以上の値を乗じなかったため、本庁舎中央監視等業務委託の設計が、1件、592,200円過少設計となっていた。

健 康 福 祉 部

1 収入の促進について（社会援護課、高齢社会課、障害福祉課、障害者支援課、児童課、医務課）

平成24年度における母子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると14,046,734円減少しているものの、339,991,568円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
一 般 会 計	児 童 福 祉 施 設 弁 償 金	現年度分	44,061,594	42,043,135	0	2,018,459	95.4	90.6
		滞納繰越分	29,805,866	1,332,626	5,522,680	22,950,560	4.5	3.5
		計	73,867,460	43,375,761	5,522,680	24,969,019	58.7	53.9
	生 活 保 護 費 弁 償 金	現年度分	24,298,257	23,828,092	0	470,165	98.1	98.2
		滞納繰越分	1,647,224	82,000	0	1,565,224	5.0	12.3
		計	25,945,481	23,910,092	0	2,035,389	92.2	90.6
	障 害 施 設 弁 償 金	現年度分	3,236,087	2,663,587	0	572,500	82.3	73.4
		滞納繰越分	10,033,685	1,044,600	2,855,849	6,133,236	10.4	10.9
		計	13,269,772	3,708,187	2,855,849	6,705,736	27.9	29.7
	看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 に 関 連 約 束 金	現年度分	1,592,865	827,817	0	765,048	52.0	31.6
		滞納繰越分	3,312,512	84,833	0	3,227,679	2.6	4.4
		計	4,905,377	912,650	0	3,992,727	18.6	16.6
	児 童 扶 養 手 当 過 年 度 過 払 金 返 納 金	現年度分	1,244,530	1,208,280	0	36,250	97.1	96.2
		滞納繰越分	17,677,460	1,150,990	934,510	15,591,960	6.5	5.0
		計	18,921,990	2,359,270	934,510	15,628,210	12.5	14.4
	看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 返 還 金	現年度分	29,324,483	25,165,787	0	4,158,696	85.8	78.5
		滞納繰越分	23,715,911	2,556,971	576,000	20,582,940	10.8	22.3
		計	53,040,394	27,722,758	576,000	24,741,636	52.3	62.5
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 金 加 入	現年度分	103,759,580	103,215,480	0	544,100	99.5	99.5	
	滞納繰越分	10,547,710	720,780	0	9,826,930	6.8	5.1	
	計	114,307,290	103,936,260	0	10,371,030	90.9	90.9	
雑 入 の うち 児 童 扶 養 手 当 過 年 度 過 払 金 返 納 金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
	滞納繰越分	1,458,840	78,000	0	1,380,840	5.3	4.3	
	計	1,458,840	78,000	0	1,380,840	5.3	4.3	
雑 入 の うち 医 療 施 設 近 代 化 施 設 整 備 事 業 補 助 金 返 還 金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
	滞納繰越分	96,033,000	0	0	96,033,000	0.0	0.0	
	計	96,033,000	0	0	96,033,000	0.0	0.0	
雑 入 の うち 処 遇 改 善 交 付 金 過 年 度 過 払 金 返 還 金	現年度分	38,162,032	36,747,254	0	1,414,778	96.3	87.6	
	滞納繰越分	1,069,268	203,516	0	865,752	19.0	0.0	
	計	39,231,300	36,950,770	0	2,280,530	94.2	87.6	
特 別 母 子 寡 婦 会 計 福 祉 資 金 貸 付 金 償 還 金	現年度分	194,923,266	180,917,006	0	14,006,260	92.8	92.3	
	滞納繰越分	157,871,028	20,023,837	0	137,847,191	12.7	15.0	
	計	352,794,294	200,940,843	0	151,853,451	57.0	57.1	
合 計	現年度分	440,602,694	416,616,438	0	23,986,256	—	—	
	滞納繰越分	353,172,504	27,278,153	9,889,039	316,005,312	—	—	
	計	793,775,198	443,894,591	9,889,039	339,991,568	—	—	

2 経理事務について（福祉法人課）

行政財産の使用許可に伴う財産使用料（2件、206,364円）の調定が、6か月以上遅れ、平成24年10月2日となっていた。

産 業 労 働 部

1 収入の促進について（経営商業課）

平成24年度における小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると482,189,174円増加しており、6,645,358,659円と多額となっている。

区 分		調定額	収入済額	不 納 欠 損 額	収入未済額	調 定 額 に 対 す る 収 入 済 額 の 割 合 A	前 年 度 の 同 割 合 B
		円	円	円	円	%	%
設備近代化	現年度分	0	0	0	0	—	—
資金貸付金	滞納繰越分	9,438,840	15,000	0	9,423,840	0.2	1.6
償還金	計	9,438,840	15,000	0	9,423,840	0.2	1.6
共同施設	現年度分	236,117,000	235,733,880	0	383,120	99.8	100.0
資金貸付金	滞納繰越分	999,227,100	1,400,000	0	997,827,100	0.1	0.4
償還金	計	1,235,344,100	237,133,880	0	998,210,220	19.2	20.8
小売商業店舗等	現年度分	698,823,000	195,982,000	0	502,841,000	28.0	22.5
共同化資金	滞納繰越分	1,649,571,000	3,200,000	0	1,646,371,000	0.2	0.6
貸付金償還金	計	2,348,394,000	199,182,000	0	2,149,212,000	8.5	11.7
企業合同	現年度分	37,500,000	37,500,000	0	0	100.0	100.0
資金貸付金	滞納繰越分	27,980,753	0	0	27,980,753	0	0
償還金	計	65,480,753	37,500,000	0	27,980,753	57.3	53.7
工場共同化	現年度分	28,058,000	28,058,000	0	0	100.0	100.0
資金貸付金	滞納繰越分	851,179,000	13,200,000	0	837,979,000	1.6	1.4
償還金	計	879,237,000	41,258,000	0	837,979,000	4.7	4.7
産地知識	現年度分	0	0	0	0	—	—
集約化資金	滞納繰越分	158,380,000	1,200,000	0	157,180,000	0.8	0.8
貸付金償還金	計	158,380,000	1,200,000	0	157,180,000	0.8	0.8
地域改善対策	現年度分	300,000	300,000	0	0	100.0	100.0
高度化資金	滞納繰越分	1,267,969,000	1,200,000	0	1,266,769,000	0.1	0.1
貸付金償還金	計	1,268,269,000	1,500,000	0	1,266,769,000	0.1	0.1
地場産業等	現年度分	0	0	0	0	—	—
振興近代化	滞納繰越分	8,332,607	140,000	0	8,192,607	1.7	7.0
資金貸付金	計	8,332,607	140,000	0	8,192,607	1.7	7.0
償還金							
小売商業等	現年度分	77,332,000	75,219,000	0	2,113,000	97.3	98.7
商店街近代化	滞納繰越分	348,315,633	3,726,706	0	344,588,927	1.1	0.1
資金貸付金	計	425,647,633	78,945,706	0	346,701,927	18.5	22.8
償還金							
設備近代化	現年度分	0	0	0	0	—	—
資金	滞納繰越分	2,411,975	0	0	2,411,975	0	0.4
違約弁償金	計	2,411,975	0	0	2,411,975	0	0.4
高度化資金	現年度分	75,566	75,566	0	0	100.0	100.0
違約弁償金	滞納繰越分	691,494,221	0	0	691,494,221	0	0
計	計	691,569,787	75,566	0	691,494,221	0	0.3
高度化資金	現年度分	10,915,651	9,981,891	0	933,760	91.4	100.0
貸付金利子	滞納繰越分	145,064,607	0	0	145,064,607	0	0
計	計	155,980,258	9,981,891	0	145,998,367	6.4	7.3
設備資金	現年度分	0	0	0	0	—	0
違約弁償金	滞納繰越分	3,804,749	0	0	3,804,749	0	0
計	計	3,804,749	0	0	3,804,749	0	0
合 計	現年度分	1,089,121,217	582,850,337	0	506,270,880	—	—
	滞納繰越分	6,163,169,485	24,081,706	0	6,139,087,779	—	—
	計	7,252,290,702	606,932,043	0	6,645,358,659	—	—

2 経理事務について（労政福祉課）

- (1) 普通財産の貸付けに係る貸付料の算定において、土地台帳価格を誤ったため、土地賃貸料が、3件、1,180,668円過大徴収となっていた。
- (2) 週休日に出張を命じた職員について支給を漏らしたため、平成24年度分時間外勤務手当が、8件、56,564円過少支給となっていた。

農 政 環 境 部

1 収入の促進について（農林経済課）

平成24年度における農業改良資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると3,973,253円減少しているものの、52,296,799円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
農 業 改 良 資 金 貸 付 金 償 還 金	現年度分	50,285,000	49,786,000	0	499,000	99.0	94.9
	滞納繰越分	49,285,805	3,730,000	0	45,555,805	7.6	2.6
	計	99,570,805	53,516,000	0	46,054,805	53.7	61.1
違 約 弁 償 金	現年度分	221,092	221,092	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	6,984,247	742,253	0	6,241,994	10.6	9.9
	計	7,205,339	963,345	0	6,241,994	13.4	10.0
合 計	現年度分	50,506,092	50,007,092	0	499,000	—	—
	滞納繰越分	56,270,052	4,472,253	0	51,797,799	—	—
	計	106,776,144	54,479,345	0	52,296,799	—	—

(注) 貸付金の償還事務は兵庫県信用農業協同組合連合会に委託している。

2 予算計上について（自然環境課）

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないのに、シカ捕獲事業の代行費用として市町から徴収する鳥獣害対策負担金において、過年度過徴収還付金の支出と当年度徴収金の収入を相殺した額を歳入歳出予算に計上していた。

3 予算執行について（環境整備課）

(節) 災害補償費で支出すべき非常勤嘱託員の通勤災害に係る公務災害補償金、1件、1,419,494円が、(節) 補償、補填及び賠償金で令達され、かいにおいて支出されていた。

4 経理事務について（農産園芸課、林務課、治山課、水産課、漁港課、豊かな森づくり課）

- (1) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料（1件、141,452円）の調定が、5か月以上遅れ、平成24年9月25日となっていた。
- (2) 普通財産の貸付けに伴う土地賃貸料（1件、141,891円）の調定が、5か月以上遅れ、平成24年9月10日となっていた。
- (3) 行政財産の使用許可に係る使用料の算定において、土地台帳価格を誤ったため、財産使用料が、3件、55,924円過大徴収となっていた。
- (4) 週休日に勤務を命じた職員について支給を漏らしたこと等のため、平成24年度分時間外勤務手当が、6件、94,682円過少支給となっていた。

5 物品の損傷等について（環境政策課）

平成24年5月7日に自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費153,300円）していた。

6 管理事務について（豊かな森づくり課）

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、4本あった。

7 契約事務について（環境整備課）

長期継続契約で締結した環境情報管理システム保守業務委託契約において、新システムへの移行業務費（11,182,500円）は長期継続契約できないにもかかわらず、これを長期継続契約に含め、5か年分割で支払うこととしていたものが、1件あった。

県 土 整 備 部

1 収入の促進について（道路保全課、港湾課、住宅管理課）

平成24年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると26,042,172円増加しており、2,728,539,215円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合		
		円	円	円	円	%	%		
一 般 会 計	港湾施設占用料	現年度分	680,199,260	669,945,010	0	10,254,250	98.5	98.5	
		滞納繰越分	27,273,380	5,776,690	723,280	20,773,410	21.2	23.8	
		計	707,472,640	675,721,700	723,280	31,027,660	95.5	96.1	
	海岸占用料	現年度分	47,020,430	46,600,630	0	419,800	99.1	93.7	
		滞納繰越分	12,097,981	1,644,540	0	10,453,441	13.6	15.1	
		計	59,118,411	48,245,170	0	10,873,241	81.6	78.8	
	雑入のうち道路 損傷行為に係る 費用負担金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
		滞納繰越分	2,582,475	0	0	2,582,475	0	0	
		計	2,582,475	0	0	2,582,475	0	0	
	特 別 会 計	港湾施設使用料	現年度分	2,080,672,306	2,073,699,916	0	6,972,390	99.7	99.7
			滞納繰越分	161,549,851	3,378,690	3,496,650	154,674,511	2.1	2.3
			計	2,242,222,157	2,077,078,606	3,496,650	161,646,901	92.6	92.5
県営住宅使用料		現年度分	11,986,981,531	11,816,748,791	0	170,232,740	98.6	98.4	
		滞納繰越分	792,277,961	167,268,578	0	625,009,383	21.1	22.2	
		計	12,779,259,492	11,984,017,369	0	795,242,123	93.8	93.3	
県営特別賃貸 住宅使用料		現年度分	50,024,610	49,737,110	0	287,500	99.4	98.8	
		滞納繰越分	3,036,626	408,491	0	2,628,135	13.5	26.9	
		計	53,061,236	50,145,601	0	2,915,635	94.5	94.9	
財産使用料		現年度分	62,460,702	62,430,292	0	30,410	99.9	100.0	
		滞納繰越分	6,205,887	4,144,030	0	2,061,857	66.8	0	
		計	68,666,589	66,574,322	0	2,092,267	97.0	91.1	
ひょうご県民 住宅使用料		現年度分	174,200,856	172,359,856	0	1,841,000	98.9	98.4	
		滞納繰越分	12,046,889	1,374,500	0	10,672,389	11.4	11.1	
		計	186,247,745	173,734,356	0	12,513,389	93.3	91.5	
借上県営 住宅使用料		現年度分	809,312,097	795,180,023	0	14,132,074	98.3	98.3	
		滞納繰越分	84,290,314	13,485,325	0	70,804,989	16.0	17.1	
		計	893,602,411	808,665,348	0	84,937,063	90.5	90.3	
弁 償 金		現年度分	46,395,476	10,415,217	0	35,980,259	22.4	14.1	
		滞納繰越分	1,599,910,620	11,182,418	0	1,588,728,202	0.7	0.2	
		計	1,646,306,096	21,597,635	0	1,624,708,461	1.3	0.6	
合 計	現年度分	15,937,267,268	15,697,116,845	0	240,150,423	—	—		
	滞納繰越分	2,701,271,984	208,663,262	4,219,930	2,488,388,792	—	—		
	計	18,638,539,252	15,905,780,107	4,219,930	2,728,539,215	—	—		

(注) 県営住宅使用料、県営特別賃貸住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社等に委託している。

2 経理事務について（総務課、砂防課）

- (1) 過年度急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加納付に係る雑入（1件、3,060,000円）の調定が3か月以上遅れ、平成25年3月21日となっていた。
- (2) 土地売却代金の収入において、土地売却代金と予め現金受領した契約保証金との差額が納付されたときは、直ちに契約保証金の払出し及び土地売却代金残額への充当を行うべきであるのに、上記差額納付

後、4か月から11か月以上経過して払出し・充当しているものが、3件、44,990,600円あった。

3 廃道・廃川敷地等の管理について（用地課、港湾課）

- (1) 平成25年3月末現在において普通財産として管理している廃道・廃川敷地の無断使用は、8件、253平方メートルである。
- (2) 平成25年3月末現在において行政財産として管理している港湾施設用地の無断使用は、1件、126.79平方メートルである。

企 業 庁

1 土地の売却について（地域整備事業会計）

平成24年度末現在における売却可能な土地は、1,744,918平方メートルあり、そのうち売却可能になってから10年以上経過しているもの（自己使用中のもの等を除く。）は、371,000平方メートルある。

2 未収金について（地域整備事業会計）

平成24年度末現在における営業未収金等は、24件、4,968,531円であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

病 院 局

1 未収金について

- (1) 平成24年度末現在における病院局（兵庫県災害医療センター）の未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、45件、4,971,680円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。
- (2) 平成24年度末現在における各病院の未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、3,385件、217,400,502円（過大計上額及び正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 行政財産の使用許可に伴うその他医業外収益（7件、950,030円）の調定が5か月から7か月以上遅れ、平成24年9月28日から同年11月22日までの間となっていた。
- (2) 病気休暇を取得した職員について支給割合の適用を誤ったため、平成24年度分期末手当が、1件、82,667円過少支給となっていた。

教育委員会事務局

1 収入の促進について（財務課、高校教育課）

平成24年度における高校奨学資金貸付金返還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると46,505,646円増加しており、1,281,413,246円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
違 約 金	現年度分	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	3,036,600	0	0	3,036,600	0	0
	計	3,036,600	0	0	3,036,600	0	0
大 学 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	180,846,900	132,991,500	0	47,855,400	73.5	72.4
	滞納繰越分	427,746,900	29,528,100	404,000	397,814,800	6.9	6.3
	計	608,593,800	162,519,600	404,000	445,670,200	26.7	27.6
勤 労 生 徒 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	322,000	294,000	0	28,000	91.3	78.9
	滞納繰越分	2,349,500	308,000	0	2,041,500	13.1	2.0
	計	2,671,500	602,000	0	2,069,500	22.5	9.8
高 校 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	64,700,295	32,634,035	0	32,066,260	50.4	51.7
	滞納繰越分	505,551,960	24,181,467	3,284,980	478,085,513	4.8	4.5
	計	570,252,255	56,815,502	3,284,980	510,151,773	10.0	10.8
高 等 学 校 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	339,508,080	267,589,330	0	71,918,750	78.8	77.7
	滞納繰越分	275,702,230	27,135,807	0	248,566,423	9.8	5.8
	計	615,210,310	294,725,137	0	320,485,173	47.9	50.4
合 計	現年度分	585,377,275	433,508,865	0	151,868,410	—	—
	滞納繰越分	1,214,387,190	81,153,374	3,688,980	1,129,544,836	—	—
	計	1,799,764,465	514,662,239	3,688,980	1,281,413,246	—	—

2 管理事務について（福利厚生課）

賃貸借契約をしていない通信線を共架されている電力柱が、2本あった。

警 察 本 部

1 収入の促進について

平成24年度における放置違反金等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は、前年度と比較すると56,807,689円減少しているものの、573,864,461円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
延 滞 金 (放置違反金に係る延滞金)	現年度分	35,899,300	11,541,139	1,700	24,356,461	32.1	34.3
	滞納繰越分	70,899,400	719,000	4,008,400	66,172,000	1.0	1.3
	計	106,798,700	12,260,139	4,010,100	90,528,461	11.5	12.7
過 料 等 (放置違反金)	現年度分	1,178,140,000	1,065,163,000	132,000	112,845,000	90.4	90.7
	滞納繰越分	535,708,000	104,824,236	60,392,764	370,491,000	19.6	18.2
	計	1,713,848,000	1,169,987,236	60,524,764	483,336,000	68.3	68.5
合 計	現年度分	1,214,039,300	1,076,704,139	133,700	137,201,461	—	—
	滞納繰越分	606,607,400	105,543,236	64,401,164	436,663,000	—	—
	計	1,820,646,700	1,182,247,375	64,534,864	573,864,461	—	—

2 物品の損傷等について

平成24年9月19日及び平成25年3月4日に衝突事故により、公用車2台を損傷（損傷額135,765円）するとともに、相手方の修繕料等（484,890円）を負担していた。

3 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、兵庫県警察本部オフィスオートメーションシステムサーバ保守点検委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額219,160円）あった。

また、同契約において、増額変更契約の際に契約期間が延長されたが、契約保証金に代えて、締結された履行保証保険の保険期間を延長しなかったため、履行保証期間が不足（5か月分）していた。

2 地方機関**企画県民部関係****神戸県民局****総務室****1 公用車の管理について**

道路運送車両法に基づく6か月点検を怠るとともに、車検有効期限を越えて車検受けしている公用車が1台あった。

2 物品の損傷等について

平成24年6月6日及び平成25年3月13日に衝突事故により、公用車2台を損傷（リース車修繕費413,127円）するとともに、相手方の修繕費等（433,745円）を負担していた。

神戸県税事務所**収税事務について**

平成24年度（平成25年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は53人、総額は346,925,528円で、うち滞納繰越分は、199,943,028円である。

神戸土木事務所**1 管理事務について**

平成25年3月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。

2 占・使用許可事務について

平成24年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、平成25年4月末現在許可更新手続未了のものが1件ある。

阪神南県民局**総務企画室****物品の損傷等について**

平成24年6月22日に接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額960,750円）するとともに、相手方の修繕費等（791,025円）を負担していた。

また、平成23年度に発生した接触事故の相手方の修繕費等（341,505円）を負担していた。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

西宮県税事務所**1 収税事務について**

平成24年度（平成25年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は24人、総額は86,130,570円で、うち滞納繰越分は、50,193,778円である。

2 課税事務について

不動産貸付業の事業性認定を誤ったため、平成24年度分個人事業税が、1件、80,700円過少課税となっていた。

西宮土木事務所**1 収入の促進について**

平成24年度（平成25年4月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は103件、総額は178,347,283円で、うち滞納繰越分は、73件、168,518,711円である。

2 経理事務について

育児休業及び育児短時間勤務に伴う除算期間の算定を誤ったこと等のため、平成24年度分期末手当等が、3件、140,215円過少支給となっていた。

3 管理事務について

- (1) 平成25年3月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、1件、67平方メートルである。
- (2) 使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

4 占・使用許可事務について

平成24年3月までに許可期間が満了した海岸占用等のうち、平成25年4月末現在許可更新手続未了のものが2件ある。

5 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行い、変更後の契約金額が200万円を超える場合は、変更後の契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等を行うべきであるのに、さちかぜ定期点検業務委託にかかる契約で、契約保証金の徴収等を行っていない契約が、1件（契約額2,829,928円）あった。

阪神北県民局**総務企画室****1 予算執行について**

平成24年度予算で支出すべき需用費（公用車修繕料）、1件、74,497円が、平成23年度予算で支出されていた。

2 経理事務について

- (1) 随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成25年度収入とすべき平成25年4月3日に納入通知書を発した雑入（行政財産の使用許可に伴う光熱水費等）を平成24年度収入としているものが、10件、384,563円あった。
- (2) 在勤庁の異動があった者に係る、既に支給された旧在勤庁の通勤手当の返納処理を行わなかったため、平成24年度分通勤手当が、1件、214,600円過大支給となっていた。

3 物品の損傷等について

平成24年7月26日及び同年11月29日に自損事故等により、公用車2台を損傷（損傷額171,874円）するとともに、相手方の修繕費等（288,992円）を負担していた。

伊丹県税事務所**収税事務について**

平成24年度（平成25年 4 月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は15人、総額は91,707,300円で、うち滞納繰越分は、71,258,800円である。

宝塚土木事務所**1 収入の促進について**

平成24年度（平成25年 4 月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、5 件、3,651,747円で、全額が滞納繰越分である。

2 管理事務について

平成25年 3 月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、5 件、81平方メートルである。

丹波県民局**総務企画室****物品の損傷等について**

平成24年10月31日に接触事故により、公用車 1 台を損傷（リース車修繕費89,250円）するとともに、相手方の修繕費等（60,375円）を負担していた。

また、平成24年 4 月12日に発生した接触事故の相手方の修繕費等（154,875円）を負担していた。

丹波農林振興事務所**工事関係事務について**

工事進入道路を拡幅するために敷設した覆工板の貸借期間の算定を誤ったため、県単独緊急防災事業の設計が、1 件、200,550円過少設計となっていた。

自治研修所**管理事務について**

附属物の面積を本体の面積に加算せずの使用許可面積として算定したため、行政財産の使用許可面積が過少となっていたものが、1 件あった。

健康福祉部関係**西宮こども家庭センター****1 収入の促進について**

平成24年度（平成25年 4 月末現在）における障害児福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は493件、総額は8,057,660円で、うち滞納繰越分は、435件、7,307,856円である。

2 経理事務について

臨時的任用職員の在職期間の算定を誤ったため、平成24年度分賃金が、2 件、107,560円過大支給となっていた。

3 物品の損傷について

平成24年 6 月21日から平成25年 3 月13日までの間に自損事故により、公用車 3 台を損傷（損傷額387,848円）していた。

川西こども家庭センター**収入の促進について**

平成24年度（平成25年4月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は579件、総額は8,543,635円で、うち滞納繰越分は、542件、8,020,366円である。

女性家庭センター**経理事務について**

会費負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、負担金を支出していたものが、2件（負担金総額55,000円）あった。

産業労働部関係**県立工業技術センター****管理事務について**

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、4本あった。

兵庫障害者職業能力開発校**1 経理事務について**

平成24年度障害者職業能力開発支援事業（施設外委託訓練）において、中途退所した受講者の訓練日数の計算を誤ったため、委託料が、3件、69,300円過少支出となっていた。

2 職業訓練生の充足について

平成24年度のO A事務科における職業訓練生の定員に対する入校率が前期20%及び後期40%と著しく低調である。

農政環境部関係**森林動物研究センター****経理事務について**

（節）備品購入費で支出すべきパソコンソフトの購入代金、1件、125,160円が、（節）需用費で支出されていた。

企業庁関係**北摂広域水道事務所****契約事務について**

工事請負者が中間前金払を選択した場合は部分払ができないにもかかわらず、太陽光発電設備設置工事において、中間前金払のほか3回までの部分払を可能とする契約を締結し、当該条項を適用して年度末の出来高に対し、1回、30,051,000円を部分払していた。

東播磨利水事務所**管理事務について**

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

病院局関係

県立尼崎病院

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、751件、40,125,017円（徴収不能引当金計上額を除く。）であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

2 経理事務について

- (1) 短時間勤務職員が院内保育所を利用する場合は、適当な勤務時間に応じた利用料金を徴収すべきであるのに、これを漏らしたため、平成24年度分その他医業外収益が1件、50,000円過大計上となっていた。
- (2) 耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、2件、76,715円過少計上となっていた。
- (3) 前払費用として計上すべき平成25年4月分の借上公舎賃料を、平成24年度分賃借料として支出したため、賃借料が、1件、60,000円過大計上となっていた。

県立塚口病院

1 経営成績について

平成24年度の純損失は、299,744,054円となっており、前年度の264,175,405円と比較して、35,568,649円増加している。

2 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、453件、32,245,017円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

パーソナルコンピュータほか1件の更新等に伴う除却処理を行わなかったため、有形固定資産（器械備品）が、2件、2,100,000円過大計上となっていた。

県立西宮病院

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、833件、32,359,260円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

診療に関する未収金のうち、消滅時効期間（3年）を経過したものについて、徴収不能引当金を計上しなかったため、徴収不能引当損が、7件、690,556円計上漏れとなっていた。

県立加古川医療センター

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、356件、17,407,715円（過大計上額及び徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 病気休暇に伴う除算期間の算定を誤ったこと等のため、平成24年度分勤勉手当等が、4件、57,755円過少支給となっていた。
- (2) 治験収入を誤って重複調定していたこと等のため、現年度医業未収金が、3件、207,768円、過年度医業未収金が、2件、178,500円、医業外未収金が、2件、134,400円過大計上となっていた。
- (3) 薬品の棚卸しに当たり、変更契約後の最終購入単価を適用しなかったこと等のため、貯蔵品（薬品）が1件、2,812,901円過大計上となっていた。
- (4) 振替伝票の入力を誤ったため、医業未払金が、1件、305,084円過大計上となっていた。

3 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、救急病棟空調改修工事に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額2,488,500円）あった。

県立淡路医療センター

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、206件、24,457,271円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、1件、439,560円過少計上となっていた。

県立光風病院

1 経営成績について

平成24年度の純損失は、443,708,275円となっており、前年度の622,879,559円と比較して、179,171,284円減少している。

2 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、90件、19,420,874円（徴収不能引当金計上額を除く。）であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

3 経理事務について

平成25年3月実績分の医師派遣委託料の計上を漏らしたため、その他医業外収益が、1件、294,000円過少計上となっていた。

県立柏原病院

1 経営成績について

平成24年度の純損失は、792,638,067円となっており、前年度の1,032,479,644円と比較して、239,841,577円減少している。

2 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、87件、5,723,881円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

- (1) 育児休業に伴う除算期間の算定を誤ったため、平成24年度分期末手当が、5件、511,471円過少支給となっていた。
- (2) 耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、1件、153,846円過大計上となっていた。
- (3) 前払費用として計上すべき平成25年4月分借上公舎賃料等を、平成24年度分賃借料等として支出したため、賃借料等が、4件、252,000円過大計上となっていた。

県立こども病院

1 経営成績について

平成24年度の純損失は、26,766,998円となっている。

2 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、319件、14,179,152円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

- (1) 平成24年度実績分の行政財産目的外使用料の所属年度を誤ったため、その他医業外収益が、1件、174,507円過少計上となっており、また、(項)特別利益で収入すべき過年度分の同使用料、1件、1,230,929円が、(項)医業外収益で収入されていた。
- (2) 賃金の未払金計上に当たり、賃金から控除する雇用保険料本人負担分の収益計上を行わなかったため、その他医業外収益が、9件、103,547円過少計上となっていた。
- (3) 耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、2件、356,868円過大計上、1件、1,525,410円過少計上となっていた。

県立がんセンター

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、176件、16,049,097円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 週休日の振替を翌週以降にしたことにより、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務した職員に対する時間外勤務手当を支給しなかったため、平成24年度分時間外勤務手当が、52件、190,776円過少支給となっていた。
- (2) 薬品の棚卸しに当たり、変更契約後の最終購入単価を適用しなかったため、貯蔵品（薬品）が、1件、79,025円過大計上となっていた。

県立姫路循環器病センター

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）の収入未済は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、101件、6,016,078円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、2件、159,786円過大計上、1件、200,700円過少計上となっていた。
- (2) 医療機器の更新に伴う除却処理を行わなかったため、固定資産除却費が、1件、1,725,000円過少計上となっていた。
- (3) 診療に関する未収金のうち、時効中断日を誤ったことにより、消滅時効期間（3年）が経過していない未収金についても徴収不能引当金を計上したため、徴収不能引当損が、1件、471,280円過大計上となっていた。

県立粒子線医療センター

1 経営成績について

平成24年度の純損失は、31,463,694円となっており、前年度の36,725,783円と比較して、5,262,089円減少している。

2 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、13件、9,417,140円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

診療に関する未収金のうち、消滅時効期間（3年）を経過したものについて、徴収不能引当金を計上しなかったため、徴収不能引当損が、4件、5,770,300円計上漏れとなっていた。

4 契約事務について

契約予定金額が2,500万円以上の医療器械を購入する場合は、当該医療器械の仕様を作成の上、一般競争

入札とすべきであるにもかかわらず、電子内視鏡システムの購入に当たり、主要な5つの器械等に分割し、院内の機種選定委員会の承認を得た上で、5件の指名競争入札としていた。

教育委員会関係

阪神教育事務所

経理事務について

教育委員会事務局学事課への報告を誤ったこと等のため、平成24年度分給料等が、7件、81,407円過少支給となっていた。

県立人と自然の博物館

経理事務について

化石クリーニング機器等の物品購入に係る需用費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、物品購入代金を支出していたものが、2件(2,527,500円)あった。